

現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 福岡県

1 本県の現状

(1) 現業職員の主な職種別の人数・平均給与・平均年齢

(H19.4.1 現在)

職 種	人数 (人)	平均給与月額 (千円)	平均年収額 (千円)	平均年齢 (歳)
学校給食員	26	367	6,116	48.1
用 務 員	375	394	6,505	51.8
自動車運転手	231	424	6,876	50.1
守 衛	26	472	7,628	50.4
電話交換手	19	420	7,109	56.1

このほか、道路技術員、農業技術員、河川監視、動物愛護管理技術員など8職種
373名の現業職員及び公営企業会計に係る現業職員1名がおります。

(参考) 民間従業員のデータ

職 種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (千円)	平均年収額 (千円)	備 考
調 理 士	39.9	227	3,058	県内(H16～H18平均)
用 務 員	53.9	227	3,284	全国(H16～H18平均)
自動車運転手	57.2	232	3,249	県内(H16～H18平均)
守 衛	60.4	271	3,944	"
電話交換手	-	-	-	データなし

(注)

上記の民間従業員のデータの表は、過去3年分の「賃金構造基本統計調査(厚生労働省所管)」の調査データから国が算出したものですが、この調査は調査対象従業員の勤務日数や勤務時間が多様(本県職員は週40時間)で、年金受給中の方や短期間契約の方なども含まれています。本県現業職員と単純な比較はできませんが、参考に掲載します。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等

(平成19年4月1日現在 単位：円・十人・歳)

職種区分 年齢	学校給食員		用務員		自動車運転手		守衛		電話交換手		その他の職員	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	*	(5人未満)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*
25～29	*	(5人未満)	227,579	(5人未満)	282,900	(5人未満)	-	-	-	-	-	254,672
30～34	*	(5人未満)	281,848	2	279,312	1	-	-	-	-	-	307,251
35～39	*	(5人未満)	316,046	2	379,081	1	-	-	-	-	-	339,732
40～44	*	(5人未満)	342,896	3	408,638	2	438,654	1	-	-	-	392,884
45～49	*	(5人未満)	387,158	5	432,909	6	473,966	1	*	(5人未満)	-	420,035
50～54	390,014	1	404,089	7	444,305	6	477,769	1	436,901	(5人未満)	-	432,795
55～59	422,992	1	423,201	12	454,228	6	490,658	1	445,459	1	-	447,656
60～64	*	(5人未満)	433,280	6	264,838	1	*	(5人未満)	*	(5人未満)	-	309,431
65～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	367,349	3	393,763	38	424,290	23	471,917	3	420,379	2	-	399,148
平均年齢	48.1		51.8		50.1		50.4		56.1			47.6

平均給与月額は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額です。

人数については、十人単位(十人未満四捨五入)であり、1人以上5人未満の場合は「(5人未満)」としています。

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均給与月額の欄をアスタリスク(*)としています。

(数値のない欄については、全て「ハイフン(-)」としています。)

(3) その他の給与に関する事項

【給料表】別添のとおり

【手当】基本給のほかに、実態に応じて次の手当を支給しています。

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、
特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手
当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

【昇給基準】昇給日・・・毎年4月1日

昇給基準・・・昇給日前1年間を良好な成績で勤務した職員
の昇給を4号給(57歳以上の職員は2号給)
とすることを標準に決定しています。

2 基本的な考え方

類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、
その他の事情を考慮して給与水準の見直しに取り組む考えです。

3 具体的な取り組み内容

本県では、現業職員の給料について、国が技能労務職員に使用している給料表を使用することとし、平成18年4月から実施しています。

この見直しにより、平均で6.4%の水準引下げとなりますが、在職者については改正前給与の引下げに伴う経過措置を設け、職員の加齢に伴って国並み給与水準への是正が進んでいます。

また、特殊勤務手当についても、平成19年4月から月額支給を廃止し、業務を行った日に日額で支給するよう見直しを実施しています。

今後は、更に現在の経過措置や昇給・昇格のあり方についても見直しや検討を行い、人事院勧告に基づき民間賃金を反映しているとされる国の技能労務職員の給与水準を考慮し給与の適正化に努めてまいります。

4 その他

現業業務については、広く民間によるサービスの提供が行われており、本県でも、清掃業務の民間委託や電話交換業務の見直しに着手し、進めているところです。

今後も「福岡県行政改革大綱」(平成19年7月策定)に基づき、自動車運転業務等の業務範囲の縮小や民間委託等の実施・拡大を行い、現業業務に携わる職員の一層の削減を図ることとしています。

これらの民間委託等見直しの推進のため、本県では、現在、現業職員の採用を行っておりません。

